

令和 7 年 11 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 7 年 11 月 27 日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和7年11月27日（木）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について
- 第5 発議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 発議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第7 認定第1号 令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第2号 令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第11号 令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第12号 令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

1番	城 内 仲 悅	君	2番	駒 木 昇	君
3番	佐 藤 現	君	4番	小 原 享	子 君
5番	小 島 直 也	君	6番	滝 田 松	男 君
7番	鈴 木 努	君	8番	渡 辺 義	光 君
9番	齊 藤 正 明	君	11番	瀧 本 孝	一 君
12番	千 葉 信 吉	君	13番	佐 々 木 一	義 君
14番	磯 崎 翔 太	君	15番	佐 藤 澄	子 君
16番	西 田 征 洋	君	17番	山 田 陽	子 君
18番	久 保 えみ子	君	19番	今 野 裕	文 君
20番	真 嶋 実	君	21番	神 田 謙	一 君
22番	佐 々 木 慶 一	君	23番	姉 帯 春	治 君
24番	朽 木 元治郎	君	26番	土 川 昭	悦 君
28番	升 沢 博 子	君	29番	関 清	貴 君
30番	林 崎 競次郎	君	32番	村 松 信	一 君
33番	中 村 勝 明	君			

欠席議員（4名）

10番	中 村 正 志	君	25番	下 舘 岩 吉	君
27番	高 橋 寛 寿	君	31番	根 水 康 博	君

説明のため出席した者

広域連合長	内 舘 茂	君	副広域連合長	鈴 木 重 男	君
代表監査委員	高 橋 宏 弥	君	事 務 局 長	曾根田 雅 彦	君
次 総 務 課 兼 長	瀬 川 敏 彦	君	業 務 課 長	金 田 仁	君
会計管理者	伊 藤 亨	君			

職務のため出席した者

議会書記長 濑川敏彦君 議会書記 木庭大介君
議会書記 佐々木有里佳君

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木一義君） これより令和7年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

欠席の通告は、高橋寛寿議員、中村正志議員、以上2名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木一義君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告9件がありました。お手元に資料を配付しておりますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○議長（佐々木一義君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に5名の方が選出されましたことに伴い、議席を指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

瀬川書記長。

○議会書記長（瀬川敏彦君） 議席番号 2 番 駒木昇議員、11番 瀧本孝一議員、12番 千葉信吉議員、21番 神田謙一議員、30番 林崎竜次郎議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木一義君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において29番 関清貴議員、30番 林崎竜次郎議員の 2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐々木一義君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木一義君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木一義君） 日程第 4、報告第 1 号「岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について」を議題とします。

当局から説明を求めます。

曾根田事務局長。

○事務局長（曾根田雅彦君） お手元に配付しております議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄について」ですが、岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、債権の放棄を行ったことから、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権の名称及び件数は、第三者行為に係る損害賠償金1件、療養給付費等返納金4件の計5件、放棄した債権の金額は167万9,252円、放棄した期日は令和7年3月31日であります。

放棄した理由及び内訳についてですが、生活困窮を理由に放棄した第三者行為（交通事故）による1件については、債務者が生活保護法の適用を受けており、資力の回復が困難であると判断したものであります。また、時効を理由に放棄した療養給付費等返納金については、遡及しての修正申告等による負担区分変更が3件、県外転出による資格喪失が1件ですが、時効期間である10年が既に経過しており、回収が見込めないと判断したものであります。

このたびの債権の放棄は、徵収不能となっていた債権の整理を図ったものであり、他の債権については、訪問催告の回数を増やすなど、債権の回収に努めているものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐々木一義君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

1番、城内仲悦議員。

○1番（城内仲悦君） 第三者行為の生活困窮の分の債権放棄ですが、交通事故があったということで、本年度その資力がないというところで放棄したということですが、この方はさらに車を使ったり、自動車事故を起こすということが、可能性としてあるのかどうか、その辺は確認しているでしょうか。

以上、すみません。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

これまでお仕事をされながら分割で支払いをされていたということだったんですが、現在は体調を崩されて、実際にお仕事もできない状態で、車にも乗れない状態ということでございますので、運転をするということはないものというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして報告第1号を終わります。

◎発議案第2号の上程、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第5、発議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

お諮りします。

本案は発議案でありますので、提案理由、質疑及び意見を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（佐々木一義君） ご異議なしと認めます。

発議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第6、発議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

お諮りします。

本案は発議案でありますので、提案理由、質疑及び意見を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木一義君） ご異議なしと認めます。

発議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第7、認定第1号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求める。

曾根田事務局長。

○事務局長（曾根田雅彦君） 議案書の7ページをお開き願います。

認定第1号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。

概要について、会計管理者からご説明申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 伊藤会計管理者。

○会計管理者（伊藤 亨君） 別冊の令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をご覧いただきたいと存じます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額2億2,907万1,000円に対しまして、収入済額は2億2,910万6,705円で、予算額に対する収入済額の比率は100.02%でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額2億2,907万1,000円に対しまして、支出済額は2億2,324万4,844円で、執行率は97.46%、不用額は582万6,156円となってございます。

5ページの表の下をご覧願います。

令和6年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は586万1,861円となり、これを令和7年度へ繰り越すこととなります。

次に、一般会計決算の主な内容について、決算書の6ページから13ページまでの事項別明細書に沿って説明いたします。

6ページ、7ページをお開き願います。

歳入ですが、第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の入件費などに係る市町村の負担金であります。

第4款財産収入から8ページ、9ページの第8款諸収入までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

10ページ、11ページをお開き願います。

第1款の議会費の内容につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、11ページ及び13ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務経費のほか、派遣職員に係る人件費について、派遣元の市町への負担金や財政調整基金の積立金などであります。

第4款予備費の支出はありませんでした。

令和6年度一般会計決算についての説明は以上でございます。

なお、地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書は、決算書の49ページから51ページまで、財産に関する調書は、53ページから56ページまでに記載しております。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

高橋代表監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められまし

た。

以上、一般会計の決算審査意見の概要についてご報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（佐々木一義君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただくとともに、項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願い申し上げます。

なお、会議規則第43条により、質疑は同一議題について2回を超えることができないとされておりまますので、ご確認願います。

それでは、質疑はありませんか。

33番、中村議員。

○33番（中村勝明君） 去年の決算でも指摘したような記憶があるんですが、私が勉強した範囲では、主任行政専門員という以前は臨時職員を採用しているように思うんですが、これは、去年の決算と違った点は、勤勉手当があるらしく、計上になっているようなんですが、これは、新規なのかどうか、それを1点確認しておきたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 中村議員、何ページのどこですか。はっきり言ってください。

○33番（中村勝明君） 11ページです。11ページの真ん中辺。報酬もあるんですが、職員手当の一番下。

○議長（佐々木一義君） それ1点でいいですね。

瀬川次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（瀬川敏彦君） 会計年度任用職員の主任行政専門員の手当でございます。

先ほどありました議案書の11ページに内訳が書いてございまして、報酬のほかに期末手当、勤勉手当を支給しているところでございます。勤勉手当については、昨年度新たに支給したところでございます。

以上でございます。

[「分かりました」の声あり]

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第8、認定第2号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

曾根田事務局長。

○事務局長（曾根田雅彦君） 議案書の9ページをお開き願います。

認定第2号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。

概要について、会計管理者からご説明申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 伊藤会計管理者。

○会計管理者（伊藤 亨君） 別冊の令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をご覧いただきたいと存じます。

決算書の16ページ、17ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,709億7,153万3,000円に対しまして、収入済額は1,715億1,045万3,381円で、予算額に対する収入済額の比率は100.32%でございます。

不納欠損額は352万1,066円で、これは、岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の免除と放棄によるものです。

なお、収入未済額が1,149万7,897円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金のほか、医療給付に係る返納金等でございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,709億7,153万3,000円に対しまして、支出済額は1,691億112万1,190円で、執行率は98.91%、不用額は18億7,041万1,810円となってございます。

19ページの表の下をご覧願います。

令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は24億933万2,191円となり、これを令和7年度へ繰り越すこととなります。

次に、特別会計決算の主な内容について、決算書の20ページから47ページまでの事項別明細書に沿って説明いたします。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳入ですが、第1款市町村支出金の第1項第1目事務費負担金は、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費などに係る市町村の負担金であります。

22ページ、23ページをお開き願います。

第2目保険料等負担金の第2節保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金であります。

24ページ、25ページをお開き願います。

第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者が医療を受けた際の療養給付の費用に対して、その12分の1の額に相当する市町村の負担金であります。

24ページ下段から29ページの上段までの第2款国庫支出金について説明いたします。

第1項国庫負担金は、療養給付に係る国の負担金であります。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政不均衡を是正するための普通調整交付金と災害その他の特別な事情を勘案して交付される特別調整交付金であります。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業補助金は、公益社団法人国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に

伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や保険料の減免措置などに対する補助金であります。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

中段の第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付に係る県の負担金であります。

第2項財政安定化基金支出金は、保険料率の改定に当たり、保険料の急激な増減を避けるため、県に設置された後期高齢者医療財政安定化基金からの交付金であります。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する被用者保険等からの支援金として療養給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から概算交付されたものであります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど、国庫補助金のところで説明しました公益社団法人国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金であります。

30ページ、31ページをお開き願います。

第6款財産収入は、後期高齢者医療財政調整基金の運用利子であります。

第8款繰入金は、保険料不足を補填するために基金から繰り入れるものであります、令和6年度は基金からの繰入金はありませんでした。

32ページ、33ページをお開き願います。

第11款諸収入、第3項第1目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金であります。

次に、歳出について説明いたします。

決算書は34ページからとなります。

第1款総務費、第1項総務管理費の内容は、備考欄に記載してありますように、主なものは被保険者への各種通知のための郵送料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の賃借料などであります。

36ページをお開き願います。

下段、第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けた際の給付費用や自己負担が高額となった場合に支給される高額療養費の費用などであります。

38ページ、39ページをお開き願います。

第1項療養諸費の第5目審査支払手数料は、診療報酬等の審査支払事務を岩手県国民健康保険団体連合会に委託している経費であります。

第3項その他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に、1人当たり3万円を支給したものであります。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

第3款県財政安定化基金拠出金は、岩手県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、保険料を財源として、国・県と同額を拠出しております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するために設けられた当該事業への拠出金であります。先ほど歳入で説明いたしましたが、この拠出金に充てるため、国から補助金が交付されております。

第5款支払基金拠出金の第1項第1目出産育児支援金は、令和6年度から新たに創設された制度で、出産育児一時金を全世代で支えるため、後期高齢者医療においても、出産育児一時金に係る費用の一部を負担したものであります。

42ページ、43ページをお開き願います。

第6款保健事業費の第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科健診事業を実施した市町村に対する補助金であります。

また、第2目健康保持増進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る市町村への委託経費のほか、被保険者の健康の保持増進のため、市町村等が行う健康診査追加項目、健康教育や社会参加活動等に対する補助金などであります。

第7款基金積立金は、決算剰余金から負担金等の精算額を差し引いた額と基金の運用収入を基金に積み立てたものであります。

44ページ、45ページをお開き願います。

第9款諸支出金は、市町村での保険料精算に伴い生じた保険料負担金の還付金、令和5年度の療養給付費等の確定に伴い生じた国や県、市町村からの療養給付費負担金などの精算返還金であります。

第10款予備費は、標準システム管理事務において、令和6年度当初予算において見込んでいなかった支出が急遽生じたため、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に充用したものであります。

令和6年度特別会計決算についての説明は以上でございます。

なお、地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書は、決算書の49ページから51ページまで、財産に関する調書は53ページから56ページまでに記載しております。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

高橋代表監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営と健全な財政管理のため、収支の見通しを的確に把握するとともに、保険料収納率の向上や収入未済額の縮減に努める必要があります。さらに、適正受診の促進や保健事業の推進を通じて、健康寿命の延伸を図ることが求められています。そのため、市町村や関係機関と十分な連携を図りながら、効率的かつ効果的な事業の推進に努めるよう望むものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要についてご報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（佐々木一義君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただくとともに、項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いします。

質疑はありませんか。

15番、佐藤澄子議員。

○15番（佐藤澄子君） 1項1目です。ページ数は41のところでございます。

出産育児支援金について、これは、先ほど、6年度の新事業というお話を伺いました。この支援金の交付について、実績内容とその評価を伺いたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

瀬川次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（瀬川敏彦君） 出産育児支援金の評価ということでございます。

昨年度より新たに全世代で支え合う仕組みということで負担したところでございます。後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%ということで設定されておりまして、昨年度は半分の3.5%ということで支出したところでございます。これにつきまして、国の制度ということでスタートしたものでございますので、全世代で支えるということで、後期高齢者医療についても、そういったところで貢献するという意味合いかと思いますので、引き続きそういう制度にのっとって負担してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木一義君） 15番、佐藤議員。

○15番（佐藤澄子君） 今後の進め方を聞いているのではなくて、今回、パーセント的にも3.5%と低い率に、半分になっているんですけれども、そういったところで、効果的には、初期の事業であれば、もっと本格的に進めるべきではないかなと思ったところです。

そこで、評価をもっと具体的にお聞きしたかったのですが、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

瀬川次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（瀬川敏彦君） 評価というと、なかなか難しいところではございます。国の制度ということでスタートしてございますので、国で、各種、そういった子育て支援の事業に使われるというふうに認識してございますので、なかなか当局のほうで評価は難しいかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木一義君） ほかにございませんか。

33番、中村議員。

○33番（中村勝明君） 特別会計について質問させていただきます。

ページ数は、事務局より送っていただいた令和6年度の概要の6ページ。

令和6年度と7年度の保険料の状況が記載されております。これは、2月、3月のときの予算審査で指摘をしているわけですが、均等割額が4万3,800円、所得割率が8.53%。4年、5年と比べて均等割で2,900円の増額、所得割率が1.幾らの値上げになっているわけです。

これは、予算審査で指摘したかどうか、私、忘れてしまったんですが、東北6県の広域連合と比較してどれぐらいの位置になっているか、予算議会で指摘したような気もするんですが、あえて確認のためにご答弁を願いたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

東北6県での水準というようなお話をございましたので、お答えいたしますと、東北6県では、全国で一番低いのが新潟県ということになっており、それに次いで2番目に低い水準ということでございます。東北6県では一番低い水準の保険料ということになってございます。

○議長（佐々木一義君） 33番、中村議員。

○33番（中村勝明君） 分かりました。

それで、決算書の39ページなんですが、39ページの保険給付費の上から4行目、訪問看護療養費ということで、これが、それなりの不用額がすごく多かったという理由は、全部を勉強すれば、分かると思うんですが、私は不勉強で調べることができませんでしたので、確認をしておきたいと思います。

去年と比較して、去年は629万円の不用額だったんですが、今年の決算では9,000万円以上の不用額になっていて、あまりにも多額ではないかということで、指摘しておきたいわけですが、率直な説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

訪問看護療養費の予算残額のお話をございました。

近年、訪問看護事業費につきましては、事業費が大きく伸びてございます。令和6年度の2月の議会で補正をさせていただいた内容だったかと思いますが、事業所数が大変増加をしております。訪問看護、在宅療養のニーズが、近年非常に拡大しているというところで、このまま伸びていくのではないかということで増額補正をしたのですが、結果としては、そこまで、見込みほどの伸びにはならなかったということで、残額が生じているものということでございます。

正直に申し上げて、見込むのが難しかったところがありまして、こういう結果にはなっているんですが、今後はより傾向を把握して、適正な予算を計上するようにしたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） ほかにありませんか。

18番、久保議員。

○18番（久保えみ子君） 2つほどお伺いします。

1つは、決算書の43ページですが、保健事業費、健康保持増進事業費の12節委託料のところです。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料のところが、不用額3,190何万円です。これ、私、前にもお願いした経緯があると思いますが、介護予防のリハビリ体操等をボランティアでやっている団体もあると。そういうふうな方にも何ばかの支給をしたらどうでしょうかというお話をさせていただいたときに、各市町村に出向いてご相談を申し上げたいというような回答だったと思います。それがどうなったのか、一つお伺いしたいです。

それともう一つは……。

○議長（佐々木一義君） 1項目ずついきますか。

○18番（久保えみ子君） じゃ、お願ひします。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答え申し上げます。

介護予防の一体的実施についてでございますが、こちらは、昨年度の途中で事業費の増額補正をさせていただいたものでございます。当初の事業費は希望も込めてということで、大きく見積もっていたところでございました。ですが、より実績に近い形でということで、減額をさせていただいたというようなことでございました。それでもさらに実績としては、そこまでも届かなくなつたということで、残額が残ってしまっているという状況でございます。こちらも、今後より精査をしながら進めいかなければならないなということで捉えてございます。

あとは、各市町村のほうにお邪魔をさせていただいたということで、33市町村ありますが、昨年は約半分の15市町村を訪問させていただいてお話を伺ったところでございます。さらに、年度末には、本年度の事業についてヒアリングをさせていただいたということでございました。こうした中で、議員おっしゃられたような地区の活動というところで、これが、地区にある程度は委託というか、お願いをして事業を進めているというところもあったかもしれません、保健師とか医療専門職が関わっているものをこちらの事業の対象としているという関係がございまして、もしかすると、その辺が関係していて、該当になつてないという可能性もあるわけでございます。いろんなニーズがあると思いますので、何か、当てはめられ

るものがあるのかどうかというところを検討してまいりたいなというふうに思ってござります。

○議長（佐々木一義君） 18番、久保議員。

○18番（久保えみ子君） 分かりました。

私たちも地元の議会のときにも、要望はしなかったので、また行って要望してみたいと思います。

それからもう一つは、令和6年度の岩手県後期高齢者医療広域連合主要な施策の成果に関する報告書、これについてよろしいでしょうか。

その27ページなんですが、ここに、一体的実施の取組項目の内訳及び委託料というところに、ハイリスクアプローチという欄に、健康状態不明者対策というのが真ん中辺にあるんですが、この通知を頂いた住民の方が、不明者とは何だと、すごく怒っていらっしゃったんです。表現が、私は自分を健康だと思っているのに、健康状態不明者とは何だということで、それも地元の議会で取り上げたところ、答弁は、国のはうがこういうふうな表現で来ているからということで出したということだったんですが、これをこれからも使っていくんですか、この表現で。ちょっとここはもう少しやわんとしたものにしていただければいいなと思って、ちょっと質問させていただきます。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） 健康状態不明者対策ということで、地元の議会のはうでもそういうお答えだったということですが、本当に端的に言えば、事業の名前がそうだということではあるんですけども、ただ、ご本人が言わればあまりいい気分はしないだろうなと思いますので、例えば、ご本人になるべく伝わらないというか、こういう形ではっきり言わないようにとか、そういう配慮はできるかなと思います。実際には、健診にかかっておられない方だったり、病院にかかっておられない方だったり、ご健康な方だったろうと思います。ご機嫌を損ねるのは私たちの本意ではありませんので、そこら辺は少し何か工夫できないかということを考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 18番。

○18番（久保えみ子君） 言葉で言ったのじゃないんですよ。その方にちゃんとしたチラシが行ったんですよ。案内のチラシが、その方の名前で。ちゃんとチラシに書いて、健康状態不明者と。だから、言葉じゃないので、ちょっとそのチラシも表現を考えてもらいたいなと

いう要望です。

○議長（佐々木一義君） 分かりました。

ほかにございませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 質問します。

決算を見ますと、24億、金額が繰越しですし、あと、基金積立金も9億2,800万ですね、積立があるわけですが、先ほど、39ページの葬祭費ですが、お1人3万円支給しているというお話をございましたが、これについては、引き上げる検討はしたことはあるのか、その辺についてお聞かせ、ひとつお願いしたいと思います。

もう一つですが、これ、43ページです。

健康診査費の6の1の1の委託料等になるのかな、歯科健診に関わってずっと質問しているんですけども、その後、市町村との連携がうまくいって、さらに歯科健診を促進する市町村が増えているのかどうか。その内容にもついてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

これでお願いします。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

葬祭費の金額を上げる考えはないかというようなお話を思ったと思いますが、今、広域連合では3万円ということでやっています。いろいろ決め方があり、5万円にしているところもありますし、国保でもいろいろありますが、広域連合では、やはり、3万円というところが多いのかなという印象を受けてございます。こちらにつきましては、全額を保険料から負担しているものでございますので、葬祭費を上げるとなると、保険料を上げなければならないというところでございます。なので、保険料を上げても葬祭費を上げたほうがいいのか、保険料の水準はあまり触らないで今のままにしたほうがいいのかというような議論はあろうかと思いますが、現在のところは、特に上げるというような考えはしていないところでございます。

歯科健診のほうでございます。こちらは、新たに資格を得られた方、76歳になった方に歯科健診をさせていただいているところでございますが、ちょっと比較というか、その対象者数と受診率というところでございますが、大体20%、19%から21%ぐらいのところを、令

和2年あたりからは行ったり来たりしているようなところで、一貫して上がっていますというような形にはなっておりません。ですが、歯の健康が実際、全身に直結する部分ということで、非常に大事な役割となっているというふうに認識しておりますので、引き続き、受けていただくように、受診率を上げていくようにということをやっていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 確かに、保険料でいろいろ負担しているというわけですけれども、その、先ほど申し上げたように、繰越金がそんなに出ているし、それから、基金もお持ちなわけですよ。そういう意味では、当然、引上げについても考えていく必要があるだろうというふうに思いますので、ご検討いただきたいというのが一つです。

それから、前の歯科健診については、市町村訪問しながらその精度を上げていきたいというような答弁をいただいているんです。そういうときは、本当に市町村との関係を密にしながら、やっぱり、特にお年寄りの口の中の健康というのは、命に関わるんですよ、日々の。そういう点では、歯科健診、非常に大事なので、さらに市町村との連携を深めていただきたいというのが、再度ご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、私も、後期高齢者になりまして……

○議長（佐々木一義君） 1番、城内議員、もう2つですね、質問。

○1番（城内仲悦君） これは意見ですから、ちょっとだけ聞かせてください。

今日、このチラシ、パンフレットを頂きました。医療費の負担、平成20年にこの事業がスタートしたんだけれども、1割、3割は当初からあったんだと。令和4年から2割がスタートしたということで、まだ後期高齢者になっていない方は感じないかもしれません、後期高齢者になると、外来の数が増えたんですよ、診療科が。1つや2つじゃないですよ。3つも4つも5つもとなってくると、3割負担がいかに高齢者の懐にこたえて、これは診療抑制につがっていくという気がしているわけです。そういうこと、本当に当初の制度のときはそうなっていますけれども、やっぱり、制度の見直しについても、やっぱり、意見を申し上げていく時期かなと思って、体験してみて感じていますので、医療費の負担の在り方、もう少し考えてほしいなというふうに思いますので、ぜひ、研究しながら、この制度について、そういう高齢者の意見もあるんだということも含めて、検討してみていただきたいですが、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

葬祭費のお話につきましては、剩余金等はありますけれども、現状では引き上げは考えていないということをお知らせしたところでございます。

歯科健診につきましては、やはり、議員おっしゃるとおり、大変大事な取組でございますので、こちらにつきましては、引き続き、さらに受診率上げていけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あと、3割負担でございますね、3割負担につきましては、確かにご本人の負担が非常に大きくなるというようなことは認識はしてございますが、実際、この被保険者数の割合で言いますと、これは今年の9月末現在の数字でございますけれども、被保険者約22万8000人のうち1割負担の方が約79%で、2割負担の方が約16%、3割負担の方は約4.9%ということで、人数的にはそんなに多くないほうのグループにはなるんですが、ご本人の自己負担というのは、当然あるわけでございますので、制度上、いかんともしがたい部分ではありますけれども、そういったお声もありますということは、何かの機会に国のほうに伝えていきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） ほかにございませんか。

17番、山田議員。

○17番（山田陽子君） 申し訳ありません。

令和6年度の岩手県後期高齢者医療広域連合、主要な施策の成果に関する報告書の27ページ。

この一体的実施の取組項目の内容及び委託料ということで、県内の各市町村の実績といいますか、事業内容が提示されているんですけども、これを見ますと、ハイリスクアプローチというところが、ほとんどのところがまだ事業の取組ができていないというように理解するんですけども、これができない主な要因というのは何なのか、今後、そして、それをどのように進めていくのか伺います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まだ取組ができていない市町村が多うございます。こちら、実際に保健師さんの人数の問題だったり、取り組むための体制とか経験がないんですというようなことだったり、お話を伺いますと、事情がそれおありになるようでございます。

例えば、この表の左から3つ目、服薬ということで、重複多剤、いわゆる薬を多く飲んでいることで、逆に体調を崩しているような方がおいでになるというようなことで、こういった方へ、どういうふうにアプローチしていきましょうかということは、課題だったわけなんですが、こちらにつきましては、広域連合でやっている事業で県内の被保険者の方に、あなたのお薬の状況はこうですよということをお伝えし、薬剤師さんなり、お医者さんに相談してみてくださいというような事業をやっておりますが、これに、市町村さんも加わってもらって一緒にやっていこうと。それによって、この市町村でも取り組んだということになるということで、これを、来年2か所ほど増やします。広域連合と一緒にあればやれるかもしれないというようなお話をされることもありますので、そういったところからスタートしていきたいと思っております。

それで、あとは、服薬とは別にですが、市町村を訪問させていただいたときに、これが課題なんだよねというようなお話を、保健師さんから伺います。その際、例えば、外部委託をして、その費用もこの事業費で対応できるので、そういったところで、やってみませんかとか、など、マンパワーを増やせないということであれば、そういう方法もありますよということで、様々な提案をしながら進めさせていただいているところでございます。

おかげさまで、来年度に向けて、取組の調査を進めているところですが、来年度は取組を増やせるのかなというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐々木一義君） 起立多数でございます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第9、議案第10号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

曾根田事務局長。

○事務局長（曾根田雅彦君） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第10号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、国及び県の例に準じ、妊娠または出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する措置等について定めようとするものであります。

以上、議案第10号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただきますようお願いします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員でございます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第10、議案第11号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

曾根田事務局長。

○事務局長（曾根田雅彦君） 議案書の13ページをお開き願います。

議案第11号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,760万7,000円とするものであります。

議案書14ページ、15ページをお開き願います。

別表 岁入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。

令和6年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額等を行うため、所要額の補正を行うものであります。

また、別冊の令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書をご覧ください。

1ページからの一般会計補正予算（第1号）に関する説明書に歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

以上、議案第11号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただくとともに、質問項目ごとに資料等の該当

ページをお知らせいただきますようお願ひいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第11、議案第12号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

曾根田事務局長。

○事務局長（曾根田雅彦君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第12号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億778万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,720億9,730万1,000円とします。

議案書18ページ、19ページをお開き願います。

別表 岁入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。

令和6年度決算における剰余金及び令和6年度の療養給付費負担金等に係る国・県及び22

市町村への返還金が生じたため、所要額の補正を行うものであります。

また、別冊の令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書をご覧ください。

11ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書に歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

以上、議案第12号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただくとともに、質問項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木一義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時49分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議長 佐々木 一義

署名議員 関 清貴

署名議員 林崎 競次郎